

指定管理者の指定について（大阪城天守閣ほか5施設）

大阪城天守閣ほか5施設について、次のとおり指定管理者を指定する。

1 施設の名称

大阪城天守閣

大阪城公園（大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第3条第2項に規定する代行公園の部分に限る。）

大阪城野球場

大阪城西の丸庭園

豊松庵

大阪市立大阪城音楽堂

2 指定管理者

大阪市北区堂島2丁目4番5号

大阪城パークマネジメント共同事業体

構成員 株式会社 電通

讀賣テレビ放送株式会社

大和ハウス工業株式会社

大和リース株式会社

株式会社 NTTファシリティーズ

3 指定の期間 平成27年4月1日から平成47年3月31日まで

平成26年11月 21 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪城天守閣ほか5施設について指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 省 略

2 省 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 省 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 - 11 省 略